

議案第六十五号

杉並区立区民住宅条例及び杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者 杉並区長 山 田 宏

第一条 杉並区立区民住宅条例及び杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例
杉並区立区民住宅条例（平成六年杉並区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、区長は、区民住宅の維持及び修繕のため必要があると認めるときは、当該維持及び修繕の業務の委託を受けた者に区民住宅の検査をさせることができる。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とする。

第二条 杉並区高齢者住宅条例（平成九年杉並区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第三十六条第一項中「東京都住宅供給公社（以下「供給公社」という。）の職員のうちから区長が指定した者」を「当該修繕及び改良の業務の委託を受けた者」に改める。
第三十七条を削り、第三十八条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

区民住宅及び高齢者住宅の管理委託を廃止する必要がある。

杉並区立区民住宅条例及び杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区立区民住宅条例の一部改正）

新 条 例

（区民住宅の検査）

第二十一条 区長は、区民住宅の管理上必要があると認めるときは、区長が指定する職員に区民住宅の検査をさせ、使用者に対して必要な指示をさせることができる。この場合において、区長は、区民住宅の維持及び修繕のため必要があると認めるときは、当該維持及び修繕の業務の委託を受けた者に区民住宅の検査をさせることができる。

旧 条 例

（区民住宅の検査）

第二十一条 区長は、区民住宅の管理上必要があると認めるときは、区長が指定する職員に区民住宅の検査をさせ、使用者に対して必要な指示をさせることができる。

2 | 区長は、区民住宅の維持又は修繕のため、次条により東京都住宅供給公社（以下

「供給公社」という。）に管理の委託をした場合において区長が必要であると認めるときは、供給公社の職員のうちから区長が

2| 前項の検査において、現に使用している
区民住宅に立ち入るときは、使用者の承
諾を得なければならぬ。

3| 第一項の規定により検査を行
う者は、その身分を示す証票を携帯し、関
係人の請求があつたときは、これを提示し
なければならぬ。

指定した者に区民住宅の検査をさせること
ができる。

3| 前二項の検査において、現に使用してい
る区民住宅に立ち入るときは、使用者の承
諾を得なければならぬ。

4| 第一項又は第二項の規定により検査を行
う者は、その身分を示す証票を携帯し、関
係人の請求があつたときは、これを提示し
なければならぬ。

(管理の委託)

第二十二條 区民住宅の管理に関する事務の
うち、次の各号に掲げる事務は、供給公社
に委託することができる。

一 区民住宅及び附帯施設の維持又は修繕
に関すること。

二 使用者の利便となる施設の整備その他
居住環境の整備に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、区長が特
に必要と認める事務に関すること。

<p>（委任） 第二十二條 略</p> <p>第二條による改正（杉並区高齢者住宅条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>2 前項の委託に要する費用については、予算の範囲内において、委託料として受託者に支払うものとする。</p> <p>（委任） 第二十三條 略</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 補則（第三十六條 第三十八條） 附則</p> <p>（住宅の検査） 第三十六條 区長は、区高齢者住宅の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者に、区高齢者住宅の検査をさせ、又は使用者若しくは同居者に対して必要な指示をさせることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 補則（第三十六條 第三十九條） 附則</p> <p>（住宅の検査） 第三十六條 区長は、区高齢者住宅の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者に、区高齢者住宅の検査をさせ、又は使用者若しくは同居者に対して必要な指示をさせることができる。</p>

この場合において、区長は、区高齢者住宅の修繕及び改良のため必要があると認めるときは、当該修繕及び改良の業務の委託を受けた者

に区高齢者住宅の検査をさせることができる。

2 及び 3 略

この場合において、区長は、区高齢者住宅の修繕及び改良のため必要があると認めるときは、東京都住宅供給公社（以下「供給公社」という。）の職員のうちから区長が指定した者に区高齢者住宅の検査をさせることができる。

2 及び 3 略

（管理委託）

第三十七条 区長は、区高齢者住宅の管理に関する事務のうち、次に掲げるものを公共的団体である供給公社に委託することができる。

一 区高齢者住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。

二 使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、区長が指定する区高齢者住宅の管理に関すること。

(罰則)
第三十七条 略
(委任)
第三十八条 略

2 前項の委託に要する費用については、予
算の範囲内において、委託料として受託者
に支払うものとする。
(罰則)
第三十八条 略
(委任)
第三十九条 略